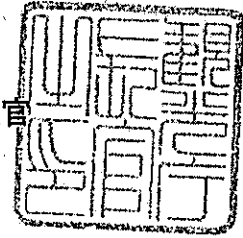


観 観 産 番 3 8 0 号
平成 3 0 年 7 月 3 0 日

関東運輸局長 殿

観光庁長官



旅行業法施行要領の改正について

今般、旅行業法施行要領を改正しましたのでご了知願います。

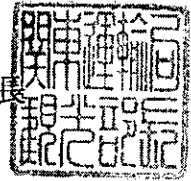
なお、別添写しのとおり、(一社)日本旅行業協会会長、(一社)全国旅行業協会会長及び旅行業協会非加盟の第1種旅行者に対しても通知しましたので、申し添えます。



関観企第55号
平成30年7月30日

千葉県旅行業担当部長 殿

関東運輸局観光部長



旅行業法施行要領の改正について

標記について、平成30年7月30日付け観観産第380号により観光庁長官から通達があったのでご了知願います。

なお、別添写しのとおり、一般社団法人日本旅行業協会会長及び一般社団法人全国旅行業協会会長に対しても観光庁から通知しましたので、申し添えます。